

## 融資条件の変更等に係る対応状況を適切に把握するための体制の概要

当行は、融資条件の変更等のお申込みを受けた場合の対応状況を適切に把握するため、以下のとおり体制を整備しております。

お客さまから融資条件の変更等のお申込みを受けた場合には、もれなく記録し、案件の進捗管理を行います。お申込みの受付においては、ご希望される融資条件変更等の内容、お申込みに至った経緯、他行を含めたお借入の状況等をお伺いします。

金融円滑化窓口担当者（ローン・カウンセラー）は、各営業店および相談プラザで受け付けた融資条件変更等のお申込みおよびその検討の進捗状況について管理を行い、金融円滑化窓口責任者に報告します。

金融円滑化窓口責任者は、融資条件変更等に関する相談窓口を統括し、融資条件変更等の申込内容がもれなく記録され、案件の進捗管理が行われているか点検します。

金融円滑化窓口責任者は、案件検討の進捗状況を点検し、検討が長期化することによりお客さまに迷惑がかからないよう、適切な相談体制の運営を図ります。

金融円滑化窓口責任者は、定期的に、融資条件変更等のお申込み、応諾、謝絶および検討進捗状況を取りまとめ、金融円滑化管理部門（審査部）へ報告を行います。

審査部は、各営業店からの報告を取りまとめ、定期的に、金融円滑化推進委員会を開催し、対応措置の状況等の把握・管理や金融円滑化に関する諸施策の協議を行い、その協議内容を金融円滑化管理責任者および経営管理委員会に報告します。

審査部は、対応措置の状況等を取締役会等に報告のうえ、その取組み実績を公表します。

金融円滑化管理責任者は、金融円滑化態勢の整備に関する指導・監督を行うとともに経営に関する重要案件について取締役会および監査役への報告を行います。

取締役会等は、基本方針の遵守状況の把握・監督や金融円滑化管理に関する重要事項の協議・指導・管理を行い、金融円滑化管理責任者および金融円滑化推進委員会に指示を行う体制とします。

